

議案第 14 号

名張市立幼稚園規則及び名張市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

名張市立幼稚園規則（昭和 4 5 年教育委員会規則第 5 号）及び名張市教育委員会公印規則（平成 1 9 年教育委員会規則第 4 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 月 6 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市立幼稚園規則及び名張市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

保育施設等の効率的な配置、就学前の子どもの教育環境を確保する観点から、園児数の減少が特に著しい桔梗南幼稚園の運営を終了することに伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

次に掲げる規則について、桔梗南幼稚園に係る規定を削除する。

- (1) 名張市立幼稚園規則
- (2) 名張市教育委員会公印規則

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

名張市立幼稚園規則及び名張市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(名張市立幼稚園規則の一部改正)

第1条 名張市立幼稚園規則(昭和45年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表名張市立桔梗南幼稚園の項を削る。

(名張市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 名張市教育委員会公印規則(平成19年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表74の項及び75の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

名張市立幼稚園規則及び名張市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

名張市立幼稚園規則（第1条関係）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
園名	収容定員	園名	収容定員
名張市立名張幼稚園	210名	名張市立名張幼稚園	210名
		名張市立桔梗南幼稚園	140名

名張市教育委員会公印規則（第2条関係）

改正案								現行									
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）									
番号	種類	名称	寸法 (ミリメートル)	ひながた	書体	使用区分	保管する室及び教育機関	個数	番号	種類	名称	寸法 (ミリメートル)	ひながた	書体	使用区分	保管する室及び教育機関	個数
1 ～ 73)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 ～ 73)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		名張市立桔梗南幼稚園之印	方30				名張市立桔梗南幼稚園 名をもつてする文書	1			名張市立桔梗南幼稚園之印	方30		れい書	桔梗南幼稚園 卒園証書	桔梗南幼稚園	1
		名張市立桔梗南幼稚園之印	方24				名張市立桔梗南幼稚園 長をもつてする文書	1			名張市立桔梗南幼稚園之印	方24		れい書	桔梗南幼稚園 長をもつてする文書	桔梗南幼稚園	1

改正案	現行							
			南 幼 稚 園 長 印					